

押印の省略を図るための関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和3年4月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

押印の省略を図るための関係規程の整備に関する規程

(倉吉市上下水道局事務代決及び専決規程の一部改正)

第1条 倉吉市上下水道局事務代決及び専決規程(令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(局長の専決事項)</p> <p>第6条 局長の専決する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公印の新調、改刻及び廃止並びに電子公印の記録及び消去に関すること。</p> <p>(3)～(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p>	<p>(局長の専決事項)</p> <p>第6条 局長の専決する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公印の新調、改刻及び廃止に関すること。</p> <p>(3)～(12) 略</p> <p>(13) <u>水道料金、量水器使用料及び下水道使用料の調定に関すること。</u></p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p>
<p>(業務課長の専決事項)</p> <p>第7条 業務課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公印の管守の総括に関すること。</p> <p>(3) <u>公印の印影の印刷に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>収入の調定及び納入の通知に関すること。</u></p> <p>(6)～(16) 略</p>	<p>(業務課長の専決事項)</p> <p>第7条 業務課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公印の<u>看守</u>の総括に関すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>収入(水道料金及び下水道使用料を除く。)の調定に関すること。</u></p> <p>(5) <u>納入通知書の発行に関すること。</u></p> <p>(6)～(16) 略</p>

(倉吉市上下水道局文書取扱規程の一部改正)

第2条 倉吉市上下水道局文書取扱規程（令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
第2条第1号	略	略	第2条第1号	略	略
及び第3号ア			及び第2号ア		
第2条第5号	略	略	第2条第4号	略	略
第2条第6号	略	略	第2条第5号	略	略
	略	略		略	略
第2条第9号	略	略	第2条第8号	略	略
第2条第11号	略	略	第2条第10号	略	略
略			略		
第9条第3項	略	略	第9条第3項	略	略
第1号			第2号		
略			略		
第29条第2項	倉吉市公印規則第7条第1項に定める印影印刷する文書及び同規則第8条第1項に定める電子公印を出力する文書	倉吉市上下水道局公印規程第3条第1項に定める印影印刷する文書及び同規程第3条の2第1項に定める電子公印を出力する文書	第29条第2項	倉吉市公印規則第7条第1項に定める印影印刷する文書及び同規則第8条第1項に定める電子公印を出力する文書	倉吉市上下水道局公印規程第3条第1項に定める印影印刷する文書及び同規程第3条の2第1項に定める電子公印を出力する文書
第2号			第2号		
略			第30条第1項	総務課等に提出するものとする。ただし、関金支所から発送文書を郵便等により発送する場合は、この限りではない。	総務課等に提出するものとする。
略			略		

(倉吉市上下水道局公印規程の一部改正)

第3条 倉吉市上下水道局公印規程（昭和43年倉吉市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 倉吉市上下水道局において<u>公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）又は管理者の補助職員が用いる公印は、</u>全てこの規程の定めるところによる。</p> <p>(市長印等)</p> <p>第2条 市長の印、市長職務代理者の印、<u>上下水道局の印及び管理者の補助職員が用いる印は、</u>別表に定めるとおりとする。</p> <p>(公印の印影の印刷)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>公印の印影の印刷を行う事務を主管する課の長は、</u>不正使用その他事故を防止するため、公印の印影の原版を適正に管理するとともに、公印の印影を印刷した文書を厳重に保管し、常に使用状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(電子公印)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 電子公印を記録し、<u>又は消去するときは、あらかじめ、業務課長及び市民課長（倉吉市事務分掌条例施行規則（昭和52年倉吉市規則第26号）第2条の2に規定する市民課の長をいう。）に協議しな</u>なければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 電子公印を使用する<u>事務を主管する課の長は、</u>不正使用その他事故を防止するため、電子計算機に記録した電子公印に関する情報を適正に管理しなければならない。</p> <p>(公印の管守)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 倉吉市上下水道局において<u>使用する公印は、</u>全てこの規程の定めるところによる。</p> <p>(市長印等)</p> <p>第2条 <u>公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）印、</u>市長職務代理者印及び管理者の補助職員が用いる印は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>(公印の印影の印刷)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>公印の印影を印刷するときは、業務課長の決裁を受けなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 公印の印影の印刷を行う<u>事務の主管課の長は、</u>不正使用その他事故を防止するため、公印の印影の原版を適正に管理するとともに、公印の印影を印刷した文書を厳重に保管し、常に使用状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(電子公印)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 電子公印を記録し、<u>使用するときは、あらかじめ、業務課長に合議して局長の決裁を受けなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 電子公印を使用する<u>事務の主管課の長は、</u>不正使用その他事故を防止するため、電子計算機に記録した電子公印に関する情報を適正に管理しなければならない。</p> <p>5 <u>電子公印を使用しなくなったときは、速やかに電子計算機に記録した公印の印影を消去し、業務課長に報告しなければならない。</u></p> <p>(公印の管守)</p> <p>第4条 略</p>

<p>2 公印は、それぞれ別表に定める管守主管課の長がその管守の責に任ずる。</p> <p>(公印台帳) 第5条 業務課長は、公印台帳(様式第1号)を備え、<u>全ての公印をこれに登録しなければならない。</u></p> <p>(公印の使用) 第6条 公印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁済文書を添え、<u>第4条第2項の規定による公印の管守責任者(以下「公印管守責任者」という。)</u>の審査を経なければならない。</p> <p>(公印の新調等) 第8条 公印の新調、改刻又は廃止(以下「<u>公印の新調等</u>」という。)をするときは、<u>当該公印の公印管守責任者においてその理由を明らかにし、あらかじめ業務課長に協議しなければならない。</u></p> <p>2 <u>公印の新調等を行った場合は、業務課長において、公印台帳を整理しなければならない。</u></p> <p>3 公印を紛失し、又は毀損したときは、<u>当該公印に係る公印管守責任者は、直ちにその経過を業務課長に報告しなければならない。</u></p>	<p>2 公印の管守責任者(以下「<u>公印管守責任者</u>」という。)は、それぞれ別表に定める管守主管課の長とする。</p> <p>(公印台帳) 第5条 業務課長は、公印台帳(様式第1号)を備え、<u>すべての公印をこれに登録しなければならない。</u></p> <p>(公印の使用) 第6条 公印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁済文書を添え、<u>公印管守責任者の審査を経なければならない。</u></p> <p>(公印の調製等) 第8条 公印の新調、改刻又は廃止をしようとするときは、<u>公印管守責任者においてその理由を記載し、あらかじめ業務課長に合議して、管理者の決裁を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の手続を経た場合は、業務課長において公印台帳を整理しなければならない。</u></p> <p>3 公印を紛失し、又は毀損したときは、<u>直ちにその経過を記載した届を公印管守責任者に提出しなければならない。</u></p>
--	--

第3条の2 倉吉市上下水道局公印規程の一部を次のように改正する。  
様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第7条関係)

公 印 貸 出 簿

公印管守 責任者 許可	貸出 月日	持出先	使用 目的	公印の 名称	使用者		返還 月日	返還 確認
					所属	氏名		

(倉吉市水道事業給水条例施行規程の一部改正)

第4条 倉吉市水道事業給水条例施行規程(昭和55年倉吉市水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第7号中「㊟」を削り、様式第3号の1を次のように改める。

様式第3号の1（第4条関係）

給水装置工事申込書		受付	第 号	
			年 月 日	
工事の種類別	新設・改造・臨時・止代・撤去			
給水装置所在地				
(ふりがな) 使用者氏名				
条 件	倉吉市水道事業給水条例第14条第2項の規定により水道工事完成後は、公道部分の装置は、維持管理上市に帰属する。			
同 意 書				
上記工事の施行に同意します。				
年 月 日				
		家屋所有者 対象家屋所在地 所有者住所 氏 名	倉吉市	㊟
		土地所有者 対象土地所在地 所有者住所 氏 名	倉吉市	㊟
		通過路線土地所有者 対象土地所在地 所有者住所 氏 名	倉吉市	㊟
上記の給水装置工事を次の指定給水装置工事事業者により施行したいので申し込みます。				
年 月 日				
(宛先) 倉吉市長		郵便番号 ー 住 所 申込者 氏 名		
㊟				
上記給水装置工事を施行したいので、承認くださいますよう設計書を添えて申し込みます。				
年 月 日				
(宛先) 倉吉市長		指定給水装置工事事業者		
承認年月日				

(倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第5条 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊤」を削る。

(倉吉市公共下水道条例施行規程の一部改正)

第6条 倉吉市公共下水道条例施行規程(令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加え、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

改正後	改正前
<p><u>(特別使用の許可申請)</u></p> <p><u>第16条 条例第23条の2第1項の規定による特別使用の許可を受けようとする者は、公共下水道特別使用許可申請書(様式第12号)を管理者に提出しなければならない。</u></p>	
<p>(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設)</p> <p>第17条 略 2 略</p>	<p>(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設)</p> <p>第16条 略 2 略</p>
<p>(地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう講ずる措置)</p> <p>第18条 略 2 略</p>	<p>(地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう講ずる措置)</p> <p>第17条 略 2 略</p>
<p>(排水管の内径及び排水渠きよの断面積を定める数値)</p> <p>第19条 略</p>	<p>(排水管の内径及び排水渠きよの断面積を定める数値)</p> <p>第18条 略</p>
	<p><u>(特別使用の許可申請)</u></p> <p><u>第19条 条例第23条の9第1項の規定による特別使用の許可を受けようとする者は、公共下水道特別使用許可申請書(様式第12号)を管理者に提出しなければならない。</u></p>

第6条の2 倉吉市公共下水道条例施行規程の一部を次のように改正する。

様式第6号、様式第7号、様式第9号、様式第13号及び様式第14号中「㊤」を削り、様式第1号から様式第3号まで、様式第5号及び様式第10号から様式第12号までを次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

排水設備等計画確認申請書

年 月 日

(宛先)  
倉吉市長

申請者 住所  
氏名  
電話

次により排水設備等工事を施工したいので、倉吉市公共下水道条例第6条第1項の規定により計画の確認を申請します。

工事の種類	1 新設    2 増設    3 改築		
施工場所	倉吉市	番地	し尿浄化槽 有・無
土地所有者の住所・氏名		④	土地面積 m <sup>2</sup>
建物所有者の住所・氏名		④	建物面積 m <sup>2</sup>
工事着工予定年 月 日	年 月 日	工事完了予定年 月 日	年 月 日
排水設備工事指定業者			
使用水の種類	1 上水道・簡易水道 2 井戸水 3 その他( )	排水の種類	1 家庭污水 2 事業場汚水 3 その他( )
事業所欄	事業所名	業種 (事業内容)	
	日平均 使用水量	1 上水道・簡易水道 m <sup>3</sup> /日	従業員数 人
		2 井戸水 m <sup>3</sup> /日	排水口数 箇所
		3 その他( )m <sup>3</sup> /日	排除場所
添付書類	設計書・見取図・平面図(縮尺1/ )・縦断面図・配管図		
水道メーター	新規・継続・口径変更		

様式第2号（第5条関係）

排水設備等変更届

年 月 日

(宛先)  
倉吉市長

住 所  
申請者  
氏 名

次のとおり排水設備（排水施設）の一部を変更したいので、別紙図書を添えて届け出します。

確 認 番 号	第 号	確 認 年 月 日	年 月 日
設 置 場 所	倉吉市 番地		
排水設備工事 指 定 業 者			
変 更 事 項			



様式第3号（第6条関係）

排水設備等工事完了届

年 月 日

(宛先)  
倉吉市長

申請者 住 所  
氏 名

次のとおり排水設備（排水施設）の新設（増設、改築）工事が完了したので、届け出します。

確 認 番 号	第 号	確 認 年 月 日	年 月 日
設 置 場 所	倉吉市 番地		
排 水 設 備 工 事 指 定 業 者			
完 了 年 月 日	年 月 日		

様式第5号（第8条関係）

排水設備等共同設置総代人選定（変更）届

年 月 日

(宛先)  
倉吉市長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

次のとおり排水設備に関する一切の事項を処理するため総代人を選定（変更）しますので、  
届け出します。

排水設備設置場所		倉吉市		番地	
排水設備設置者		住 所			
		氏 名			
確 認 番 号		第 号			
総 代 人	新	住 所			
		氏 名	⑩		
	旧	住 所			
		氏 名			
選定（変更）年月日		年 月 日			
理 由					

下水道使用開始等届

年 月 日

(宛先)  
倉吉市長

住 所  
申請者  
氏 名  
(総代人)  
電 話

倉吉市公共下水道条例第21条第1項（第22条第1項）の規定により、次のとおり届け出します。

排 除 場 所	倉吉市	番地	確 認 番 号	第 号
届 出 の 区 分	開始（新築・増改築）	休止	再開	廃止 臨時使用
開 始 等 年 月 日	年 月 日			
排 水 の 種 類	1 家庭污水	2 家庭及び 事業場污水	3 工場又は 事業場污水	4 その他（ ）
使 用 水 の 種 類	水道水のみ・水道水以外（ ）・併用（ ）			
※ 家 庭 汚 水 を 排 水 す る 場 合	水 道 水 以 外 の 使 用 水 量	家庭用 人× その他（ ） 計	m <sup>3</sup> /月 = m <sup>3</sup> /月 = m <sup>3</sup> /月	m <sup>3</sup> /月 m <sup>3</sup> /月 m <sup>3</sup> /月
※ 工 場 又 は 事 業 場 汚 水 を 排 水 す る 場 合	水 道 水 の 使 用 水 量	平均	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /月
	水 道 水 以 外 の 使 用 水 量	井戸水 平均 その他（ ）平均 計	平均 平均 平均	m <sup>3</sup> /日 m <sup>3</sup> /月 m <sup>3</sup> /日 m <sup>3</sup> /月 m <sup>3</sup> /日 m <sup>3</sup> /月
	排 水 の 水 質	別紙のとおり		
臨 時 使 用 届	使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	排 除 汚 水 量	平均	m <sup>3</sup> /日 ×	日間 = m <sup>3</sup>
	そ の 他			
水 道 メ ー タ ー	口径 mm	番号	—	指針 m <sup>3</sup>
排 水 設 備 工 事 指 定 業 者				

一部接続の場合は、全部接続の確約書、排除汚水量認定申請書を併せて提出してください。

下水道使用者等変更届

年 月 日

(宛先)  
倉吉市長

住 所  
申請者 氏 名  
電 話

倉吉市公共下水道条例第21条第1項（第22条第1項）の規定により届け出た内容に変更がありますので、次のとおり届け出します。

排 除 場 所	倉吉市	番地	確 認 番 号	第	号	
届 出 の 区 分	使用者の変更 下水の量又は水質の変更(※工場及び事業場排水)					
変 更 年 月 日	年 月 日					
変 更 内 容	使 用 者	住所 氏名				
	下 水 の 量 又 は 水 質	水 道 水 の 使 用 水 量	平均	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /月	
		水 道 水 以 外 の 使 用 水 量	井戸水	平均	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /月
			その他 ( )	平均	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /月
	計	平均	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /月		
	排 水 の 水 質	別紙のとおり				

様式第12号（第16条関係）

公共下水道特別使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

住 所  
申請者 氏 名  
電 話

倉吉市公共下水道条例第23条の2第1項の規定による特別使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

排 除 場 所	倉吉市 番地
使 用 者 氏 名 ( 建 物 名 称 )	
特 別 使 用 の 理 由	
使 用 開 始 時 期	年 月 日
添 付 書 類	位置図、現況写真等、排水設備等計画確認申請書の写し
備 考	

(倉吉市排水設備工事指定業者規程の一部改正)

第7条 倉吉市排水設備工事指定業者規程（令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第4号から様式第6号までを次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

倉吉市排水設備工事指定業者申請書  
(新規・継続)

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

住 所

申請者 氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

排水設備工事指定業者として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 商 号 ふ り が な (法人にあつては名称)	
2 氏 名 ふ り が な (法人にあつては代表者氏名)	
3 営 業 所 所 在 地	
	電 話 ( )
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

備考

次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 申請者（法人の場合は代表者）の住民票の写し
- (2) 申請者（法人の場合は代表者）が倉吉市公共下水道条例（昭和53年倉吉市条例第18号）第8条の2第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する誓約書（様式第2号）
- (3) 法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し
- (4) 営業所の平面図、写真及び付近見取図
- (5) 専属する責任技術者の名簿、排水設備工事責任技術者証の写し及び雇用関係を証する書類
- (6) 工事の施行に必要な機械器具器材を有していることを証する書類

様式第2号（第2条関係）

誓 約 書

排水設備工事指定業者申請者は、倉吉市公共下水道条例第8条の2第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

(宛先)

倉吉市長



様式第4号（第4条関係）

倉吉市排水設備工事指定業者証	
指 定 番 号	第 号
営 業 所 の 所 在 地	
指 定 業 者 の 名 称	
代 表 者 氏 名	
指 定 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
<p>上記の者を倉吉市公共下水道条例第8条の3第2項の規定により、排水設備工事指定業者として指定したことを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">倉吉市長 <span style="float: right;">印</span></p>	

様式第5号（第5条関係）

倉吉市排水設備工事指定業者証再交付申請書

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

申請者 住 所  
氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

倉吉市排水設備工事指定業者証の再交付を受けたいので、申請します。

指 定 番 号	第 号
1 ふ り が な 号 商 (法人にあつては名称)	
2 ふ り が な 名 氏 (法人にあつては代表者氏名)	
3 営 業 所 所 在 地	電 話 ( )
【理由及び経過説明】	

様式第6号（第6条関係）

倉吉市排水設備工事指定業者変更届出書

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

届出者 住 所  
氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

次のとおり届け出ます。

1 届 出 区 分	店舗（営業所）の移転、廃止、休止 商号又は名称の変更 組織の変更 代表者・責任技術者の異動
2 内 容	新
	旧
3 理 由	
4 添 付 書 類	

(倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正)

第8条 倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊸」を削り、様式第5号及び様式第7号を次のように改める。

## 下水道事業受益者異動申告書

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

新受益者	住 所	〒 (電話番号 )
	氏 名	Ⓜ
旧受益者	住 所	〒 (電話番号 )
	氏 名	

倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例第 19 条による受益者の変更について申告  
します。

### 異動した受益地

町 名	字 名	地 番	現 況 地 目	地 積
				m <sup>2</sup>

### 異動の理由

--

様式第7号（第11条関係）

## 下水道事業受益者負担金納付管理人申告書

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

申告者

住所

氏名

倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第11条第1項により、負担金納付に関する事項を処理するための納付管理人について、次のとおり申告します。

(納付管理人の 設定 変更 廃止) ※ 該当を○で囲んでください。

区分	住 所	電 話 番 号	ふりがな 氏名・名称
新			㊟
旧			

納付管理する負担金

通知書番号	町名	字名	地番	現況地目	地積	負担金額
					m <sup>2</sup>	円

(倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規程の一部改正)

第9条 倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規程（令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削る。

(倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程の一部改正)

第10条 倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程（令和2年上下水道局企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号まで及び様式第7号から様式第10号までを次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

集落排水事業受益者分担金決定通知書

年 月 日

受益者

住 所

氏 名 様

倉吉市長

印

あなたが 年度に負担される集落排水事業受益者分担金の額が決定しましたので、倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例第5条第2項の規定により、次のとおり通知します。

分 担 金 決 定 額	百	十	万	千	百	十	円
納 期 限	年 月 日						

(注) この通知書は、あなたが負担する分担金の額をお知らせするもので、分担金の納付は別紙納入通知書でお願いします。



様式第2号（第3条関係）

集落排水事業受益者分担金決定通知書

年 月 日

受益者  
住 所  
氏 名 様

倉吉市長 印

あなたが 年度に負担される集落排水事業受益者分担金の額が決定しましたので、倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例第5条第2項の規定により、次のとおり通知します。

分 担 金 決 定 額	百	十	万	千	百	十	円
納 期 限	年 月 日						

賦課対象宅地の所在	地 番	地 目	地 積	分 担 金 額	備 考
			m <sup>2</sup>	円	

(注) この通知書は、あなたが負担する分担金の額をお知らせするもので、分担金の納付は別紙納入通知書をお願いします。

様式第3号（第5条関係）

集落排水事業受益者分担金減免等申請書

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

住 所  
受益者 氏 名  
電 話

倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例第10条の規定による分担金の減免等を受けたいので申請します。

記

申請の区分	<input type="checkbox"/> 減 額 <input type="checkbox"/> 免 除 <input type="checkbox"/> 徴収猶予		
分担金の額	円		
減免等の希望	減 免 額	年度分	円
	徴収猶予	年度分	年 月 日まで
申請理由			
添付書類			

様式第7号（第7条関係）

集落排水事業受益者異動申告書

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

新受益者 住 所  
氏 名 ㊦

旧受益者 住 所  
氏 名

次のとおり受益者の異動があったので、倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程第7条第1項の規定により申告します。

記

排水区域名	
受益地	倉吉市
異動年月日	年 月 日
異動理由	

様式第8号（第7条関係）

集落排水事業受益者分担金納付義務消滅通知書

年 月 日

受益者

住 所

氏 名 様

倉吉市長

印

年 月 日付けで申告のありました集落排水受益者の変更により、次のとおり  
分担金の納付義務が消滅しましたので倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規  
程第7条第2項の規定により通知します。

記

排水区域名	
受益地	倉吉市
異動年月日	年 月 日
異動理由	

集落排水事業受益者分担金納付管理人申告書

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

申請者 住 所

氏 名

倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程第8条の規定により、受益者分担金の納付に関する事項を処理させるため納付管理人を設定（変更・廃止）しましたので申告します。

記

区 分	設 定 ・ 変 更 ・ 廃 止			
納付管理人	住 所			
	フリガナ			
承 諾 欄	氏 名	⑩		
摘 要 欄				
納付管理する 分 担 金	受 益 地	倉吉市	排水区域名	
	分担金額	円		

様式第10号（第9条関係）

集落排水事業受益者住所・氏名変更申告書

年 月 日

（宛先）

倉吉市長

申請者 住 所

氏 名

次のとおり受益者の住所又は氏名に変更があったので、倉吉市集落排水事業受益者分  
担金徴収条例施行規程第9条の規定により申告します。

記

区 分	住 所		氏 名
新			
旧			
受 益 地	排水区域名		
	所 在 地	倉吉市	
摘 要 欄			

(倉吉市下水道使用料条例施行規程の一部改正)

第11条 倉吉市下水道使用料条例施行規程（令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊤」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にある第4条、第5条及び第6条の2から第11条までの改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。